

岩手県告示第226号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

令和5年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 釣山(2)

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から19号までを順次結んだ線及び標柱1号と19号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 市町村 | 大字 | 字 | 地番 | 標柱番号 |
|-----|----|-----|-------------------------------|--|
| 一関市 | | 八幡町 | 45番1 45番5 3番地先道路敷 3番 | 標柱1号及び19号 標柱2号 標柱13号 標柱14号から18号まで |
| | | 釣山 | 20番 19番1 | 標柱3号から5号まで 標柱6号から12号まで |